

令和2年6月5日  
日本原子力研究開発機構

## 検査制度見直しに伴う保安規定改定案の要点について

保安規定に関する主な改定事項は、次のとおりである。このうち、新検査制度に関して追加された要求事項は①～⑦である。なお、⑧及び⑨並びに⑩及び⑪については、既に要求されている事項（平成25年11月27日制定の保安規定審査基準）である。

### ① 品質マネジメントシステムに関する事項

これまでも「品質保証」に関する事項を定めて保安・保全活動を行ってきたが、今回新たに「品質マネジメントシステム（安全文化の育成及び維持を含む。）」として要求事項が拡大されたことから、記載内容を拡充する。

これに伴い、旧文部科学省所管の事業施設（試験炉、使用施設）の保安規定における旧品質保証関連条文を削除し、旧原子力安全・保安院所管の事業施設（発電炉、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設等）の保安規定と同様に、品質マネジメント計画を転記する。

### ② 職務及び組織に関する事項

事業者検査の実施に伴い、独立検査組織に関する条文を追加する。また、これまで規制当局が実施していた保安検査が原子力規制検査（フリーアクセスによる基本検査）に代わることにより、法定検査への主任者の立会い義務を削除する。（ただし、これまでどおり主任者が保安上必要と認める場合は、検査に立ち会う。）

### ③ 放射線管理及び廃棄物管理に関する事項

これまでも「国際放射線防護委員会（ICRP）の放射線防護の基本的考え方を示す概念「as low as reasonably achievable（以下「ALARA」という。）の精神」はすべての保安活動の基本方針として位置づけているが、放射線管理及び廃棄物管理上の要求事項として特出しされたため、当該条文にも「ALARAの精神」の考慮を明文化する。

### ④ 施設管理及び事業者検査に関する事項

これまでも原子力安全に係る品質保証活動として原子力施設の施設管理を行ってきたが、各事業規則の要求事項として新たに追加された、施設管理に係る「方針」、「目標」、「実施計画」、「事業者検査」並びにそれらの継続的改善のための「評価」及び「反映」に関する手続きを明確にする。（別図参照）

### ⑤ 定期的な評価に関する事項

従前の各事業規則に基づき、使用施設を除く核燃料施設等を対象に10年置きに実施してきた「定期安全レビュー」と、運転開始後30年を経過した施設を対象に保全のために実施すべき措置（高経年化対策）に関する「保全計画」の策定に関する手続き（条文）が分けられたことを反映する。

⑥ 技術情報の共有に関する事項

品質マネジメントシステムの要求事項として「技術情報の共有」が追加されたことから、保安規定に転記する品質マネジメント計画に、保守点検の結果など保安に関する技術情報を他の事業者と共有し、自施設の保安を向上させるための措置を盛り込む。

⑦ 不適合発生時の情報の公開に関する事項

品質マネジメントシステムの要求事項として「不適合発生時の情報の公開」が追加されたことから、保安規定に転記する品質マネジメント計画に、不適合が発生した場合の公開基準を定め、自ら管理するウェブサイトにて公開する措置を盛り込む。

⑧ 運転停止に関する恒久的な措置に関する事項

廃止措置対象の試験研究炉においては、先の保安規定審査基準（平成 25 年 11 月 27 日制定）に「原子炉施設の運転に関すること」として、原子炉の恒久停止に関する事項の記載要求があったが、新たに「恒久的な措置」として特出しされたことから、廃止措置に移行するための恒久的な措置を明確にする。

⑨ 廃止措置の管理に関する事項

⑧と同様に先の保安規定審査基準に「その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項」として、廃止措置施設の保安・保守管理に関する事項の記載要求があったが、新たに「廃止措置の管理」として特出しされたことから、廃止措置の管理に関するプロセスと必要な手続きを明確にする。

⑩ 原災法事象発生時の措置（非常事態における避難指示、防災業務計画に基づく訓練の実施）

新規基準制定に伴う保安規定審査基準（平成 25 年 11 月 27 日制定）を踏まえ、これまでも「非常の場合に採るべき措置」として、原災法事象を含む事故時の応急対策を行ってきており、従前規定においても基本的に要求事項は満たしていると考えている。

また、「保安教育及び保安訓練」として従事者教育及び保安訓練を実施しているとともに、試験研究炉及び使用施設における要求「関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）」についても、「研究所に所属しない職員等及び職員等以外の者に対する保安措置」として対策を講じている。

⑪ 設計想定事象等に対する原子力施設の機能の保全に関する措置

「重大事故」又は「大規模損壊」が想定される発電炉、再処理施設及び加工施設並びに「多量の放射性物質等を放出する事故」が想定される試験研究炉では、新規基準適合確認の中でこれら新規要求に対する条文を追加していく。

以上